

○説明を要する議案（重要な議案）についての賛否判断

1. 利益相反のおそれがある議案

利益相反のおそれのある銘柄については、原則議決権行使ガイドラインに基づいて議決権行使を判断しておりますが、当ガイドラインにて判断することが困難である議案については、議決権行使助言会社からの当社の議決権行使ガイドラインに基づく助言に従い行使することで、判断を歪めることなく一貫した対応を行っております。

2. その他の銘柄

①6502：東芝（株主総会開催日：2022年3月24日）

東芝については、会社および株主から戦略的な事業再編に関する議案がそれぞれ提案されました。会社提案の第1号議案は、会社をデバイス・ストレージ事業とエネルギー・インフラ事業の2社に分割する戦略的再編について株主の意見を確認する議案である一方、株主提案の第3号議案は、戦略的再編について再検討を求める議案でした。

会社提案の第1号議案は、2社に分割する戦略的再編について少数株主利益についての説明が具体的になされておらず、再編等について多面的に比較検討するための情報開示が不足していることなどから反対としました。また、株主の意見を確認することについて十分な説明がなく、今後の取り扱いについても不確定要素が多いため、このような提案に対しては次回以降の株主総会時に正式に賛否判断すべきと考えました。

株主提案の第3号議案は、少数株主利益の観点から多面的に検討することの必要性については賛同するものの、実質的に非公開化およびマイノリティ出資を求めるなど、提案内容が事業活動に制約を強いるものと判断したことから反対としました。

以上